



FIT 講座 ~地域社会とともに~

本学の教員による新たな「学びの場」

掲示期間 H-27-198
11月25日~12月9日

この件に関する問い合わせは広報課へ

本学は「情報」「環境」「モノづくり」の領域で教育研究力を発揮し、広く社会に貢献することを学園の方針としていることに則し、エクステンションセンターでは、この分野に関連したコース編成で、本学の教員による「無料講座」を開講しています。

今回は下記のテーマで実施しました。

貸金三法とグレーゾーン金利・みなし弁済

日時：平成27年11月20日（金）

講師：千手 崇史（福岡工業大学 社会環境学部 社会環境学科 助教）

皆さんは、今日契約をしましたか？していないとお思いの方が、多いようです。それでは、問い方を変えましょう。お茶や食べ物を買いましたか？電車やバスに乗りましたか？FIT講座を聴きにいらっしやいましたね？これら実はすべて法的な契約として説明ができ、そこには既に様々な法律が適用されています。契約をしていたことに気づいていましたか？

法律は難しく、遠い世界の話だから自分には関係がないと思っている方も少なくないと思います。しかし、実は、上記のような身近な問題から、社会全体の大きな問題に至るまで、今こうしている間にも沢山の法律が適用され、処理されているのです。その中には、知っておくとよいこと、知っておかないと困ることも沢山あります。

今回、当講座は数ある法律問題の中から「お金の貸し借り（金銭消費貸借契約）」にスポットをあてました。知り合いにちょっとだけお金を貸すなどという身近な問題から、「ヤミ金」「貸しはがし問題」など大きな社会問題に至るまで、お金の貸し借りは法律問題の宝庫です。

具体的に、当講座においては、金銭消費貸借契約の法的な枠組み、お金の法的な位置づけと利息の法的規律、また、知っているようで知らない「過払金」や「グレーゾーン金利」「みなし弁済」に関する最新の議論まで、90分で幅広くお話をさせていただきました。

講座終了後は、参加者の皆様より多くのご質問を頂戴し、ご関心の高さを改めて実感しました（千手）。

